形成と揺らぎ――二つの「聖なる天蓋」とその後の展開 |現代中国における「正しい」葬儀の

田村和彦

•

はじめに

は、「科学的」「文明的」な葬儀が広く普及することになは、「科学的」「文明的」な葬儀が成立した現代中国においてなぞれへと葬儀の改革にあたってきた過程がある。とくに、民国時期の、一部の知識人のあいだで展開された儒教に、民国時期の、一部の知識人のあいだで展開された儒教に、民国時期の、一部の知識人のあいだで展開された儒教に、民国時期の、一部の知識人のあいだで展開された儒教に、民国時期の、一部の知識人のあいだで展開された書

革」) には、 とされる。三つ目は「薄葬原則」であり、葬儀を簡易なも 要素が多くあると認識し、それを改革する必要を訴える。 り、 のとし、 環境を汚染しない火葬の優位性に基づき、土葬を改革する り、経済的で、簡易で、土地を占有せず、木材を浪費せず、 改革目的に関するものである。二つ目は「火葬原則」であ つ目は「改革原則」とよばれ、中国の葬儀には「遅れた」 めぐる改革 現在では、この、 中国における一般的な葬儀となっている。 経済的な負担を軽減し浪費を抑え、 · (以下、 一般的に六つの原則があるとされている。 新しい遺体処理と死者の社会的布置 葬儀改革と表記。原語では「殯葬改 死後ではなく

生前 中国 を目指す。
 X
 海外の優れた要素を吸収して、将来必要とされる新たな葬 設備が整わ 国一律の改革ではなく、 情原則」である、 に合致する質素な葬儀を定着させる。 を設けるなど、 の優れた葬儀文化の要素を継承 一文明原 の老人への待遇を向上させることを重視する。 最後に、「継承原則」があり、 ない地域に暫定的に土葬を認める「土 と呼ばれ、 過去の政治運動形式による急進的 地域の実情に合った改革を進めること 火葬を義務付ける「火葬区」と、 科学的で文明 Ĺ 五つ目は 葬儀の簡易化など 的 哀悼の感情など で時 代 「地域事 一葬改革 か 0 几 ~つ全 一つ目 精 神

儀文化を形成するというものである。

検討する。

5 てい もって表現することからもわかるように中国政府自身が 改革」と呼ばれる)が、葬儀改革の基本的な三つの柱とみ このうち、 る。 連の改革の成 てし 人々の意識 の推進と、 この三つの柱のうち、 支えられた旧慣とは正反対の方向性をもつことか 先行する諸研究におい 多くのすぐれた先行研究の蓄積がある分野にな その ば しば考えられてきた傾向 葬儀のあり方に直接かかわりがある項 理 公共墓地の建 への共産党革命の浸透をはかる一つの指 一由として、 果として強調してきたことを 葬儀改革 火葬については、 ても、 設、 葬儀方法の 火葬の実施は の成果を、 が かある 変革 [Whyte and とくに注 火葬率: (「喪俗 儒教的 指 自 摘 には 0 ح を つ Ħ

Parish 1984; Jankowiak 1993 など]。

り、 らず、 る 行研究を補完しつつ、それらがどのように関連するの ていなかった喪俗改革の展開と問題を考察することで、 戦的な論考があるが、 民族誌や報告のなかで繰り返し触れられ 「ワトソン 1994]。 中国に 現在の代表的な中国 意外にも先行研究は決して多く おける標準的儀式構造を検討したワト の形式、すなわち死者 そこで、本稿では、十分に着目され 分析対象は 一の葬儀形式とは大きく異なっ 「帝政後期」 。 の は 儀 てきたにもか ない。 乳に とされ つ シン 例 1/2 外 7 か 0 を 11 わ

形式は、 したとする り、 た となった中華民国期に した見解 かで新しい葬儀形態が形成され、 や宗教的 、てそれ であるかどうかを問うのでは 通説として、 従来の葬儀に代 とされる。すなわち、 は儀礼 西洋 が、 形 である。 式が新政権の方向と合致 宗教 霊魂や来世を問うか否かとい 0 知識 現在中国 からの脱却、 しか (この場合は礼教) わるものとして新たな葬儀形式 が大量に流入し、 知識人階層を主体とした封 の都市部を中 本稿 中華 科学的民主的 なく では、 民国期に脱宗教化 中華人民共和 したために 要素 葬 玉 Р 心に展開する葬 民国家 Ĺ 儀 9 0 0 な社会形 有 た点か 個 国期 別 無 広 形 1 派を基 ガ 要 く普及 成 条素に が が に 成 0 起 そ 0 0 ح 0 な 期 0

的 1/2

現象は、 起した 化される。 界そのものが一体であるかのような、 常生活を営む「きまりきった」態度を疑わしめ であり、 世界を必要とし、それをノモスと呼ぶ。 常世界とその価値内在化、 念を引用 ウェラーは、 現代社会における死者と社会の関係について考察してい 参照することは、 検討してみたい。ここで社会学者であるバーガー 式を改めて問うことで、 (あるいは) 「あたりまえ」で、内省を妨げるような日常的な意味 日常世界を保証するような、 ガーの提出した議論は、 ガーによれば、 へと導く可能性をもつ。 「聖なる天蓋」(Sacred Canopy)という宗教の果た この秩序づけられた意味世界が 自然で「あたりまえ」ではないことを露呈し、 Ĺ 究極的で、 人間の存在、 分析の一助としているように、社会と死、 その著書のなかで繰り返しバーガー由来の概 果たした)機能の側面から、 この、意味づけにより構築された世界と世 そして、死ですら秩序のうちに回収 なにも奇妙なことではない。 わたしたちは、日常生活を送るうえ 宇宙的で、 生きることの意味、 現代中国における葬儀のあり方を 外在化をめぐる考察において 今日でもなお有効である。 それを防ぐために、 さらに強力な意味の体系 神聖な存在に関係づけら 絶対的な意味体系 しかし 構築されたも 中 世 界の必然的 、死という たとえば 玉 意味の限 0 0 が概念を 葬儀形 Н 0 \exists 0 る

> けの体系が世俗化あるいは複数化する過程として捉えた 宗教的な説明から科学的な説明へと転換し、唯 り方を「 れた秩序は、永遠と安定を与える。こうしたコスモ [バーガー 1979]。 聖なる天蓋」と呼び、近代化の過程をこの 一の意味 天蓋 っ ス

この概念を手掛かりとすることで、

民国

期

0

知識

式が、 が弱体化することで、今日みられる多様な実践を生み出 によって支持される変遷を経て、その天蓋を支えた諸制 待できる。結論を先取りすれば、 における葬儀のリアリティを議論の俎上に載せることが という立場から描く視点よりも、 る脱宗教化と、社会主義国家化以降の合理的な葬儀 いたった過程を検討することが可能となるのである。 聖なる天蓋1から聖なる天蓋2と呼ぶべき秩序体系 より説得的に 新たに導入された葬儀 現在 の普及 单 す 形 期 玉

追悼会 形成への前

せて考察をおこなうもの 本稿では、 人を送り出す途中に位置する一 るが 葬儀は、 現在では その差異と重複については次節に譲ることとし、 葬式に該当する儀礼の展開と現状に焦点を合わ 死亡の確認から始まり、社会関係 「遺体告別儀式」 である。 「追悼会」 連の儀礼を指 この葬 などと呼ば 式にあたる儀 の外側 とく 、と故 礼 7

4

この する) 新 4 葬式 0 形 成 (以下 過 程 を で 概 はこれをまと 観 L た め 7 新 式 葬

る死 告別 この になっ 似する側 を根拠とする葬儀の改革論についても、 素の排除と無神論 排除 この論 の布 形 式が著名であ いた形式が その後、 て脱宗教化 式の嚆矢とし が 置 面 ?ある。 があ 日本に 理をみるため のあり方、 採用される文化要素では る。 創 両国 る お 的な立場の した葬儀の形態が 出されたよう ただし、 て、 でそれぞれ 関係性 ても、 村上 無神無霊魂 [2001]° そこで表明され 表出は、 従 まずはその成立背景に の編み上げ 来の に展開する合理 そこでみら 葬式 なく、 を主 中国 誕 ある程 生する。 方が問 から宗 個々 張 に 社会全体に した中 お る Ö 度中 € √ 主張 れる宗 日本で 題 個 性 7 教 なの や簡 江 々 国にも共 的 Ö 目 では 兆 な つであ 易性 教要 近代 要素 お 主 民 は 配 h け 張 類 0

それ 一〇年を経 戊戌 であ 玉 に 記 0 政変 わ 新式葬儀 る 録 追 かうち、 りのなかにみられ 悼会」 な 0 は付与する行為は広 横 0 2003]° ر ا 譚嗣 誕生 今日 浜 0 う言葉をもっ 地蔵 同の に 0 さらに時 新 つい 死後 式葬儀 王 . る。 廟 て、 ある特定の に 代が 年を経 くみら 明ら て祀り紀念し 0 て語られ 起 下ると、 か 源 7 で 0 るも 死 S は るように に意味 ٤ まだ完成 な それ 0 た事 つ 17 で は が 小を 見 例 あ は な が か る H 数

> ない、 たな方 儀と 清朝 れたも 天津に 潘子 きないため、 紀念大会が が る、 は、 る。 子寅につい 悼会の様式 意味を説明する演説がなされる、 れることを挙げ、 従来 は若干の差異があ の管轄内で紀念されることはありえず、 (2)奏楽がなされる、 寅 位牌を焼 日本視察からの帰 法 で追: (2)血縁者が息子だけしか参加 の」としてい 0 0) 例 Ó 、ては、 開 は 萌芽をみてとることができる。 葬 に悼会が で は、 遺影を用 か くことがあることを指 儀 れたこと、 従前の葬儀の式次第を換骨奪胎し との 差異とし 死 遺体を配置 開 る 後、 類似点とし 催 るも 1/2 [吉澤 2003]。 3 (3)郊外まで葬送 ての追 烈士として位置 の途中、 ħ また、 て、 0 ő, た。 した葬儀をおこなうことが (1) 道 悼会であ て、 その様子を検討 ここに 航 悲憤に (4) 海中 士 しない、 摘し、 (1) (意: 譚 供 死 に 嗣 の b 僧侶などが よる自 味は 物がささ 入水 「このような 行進 け 者 司 ば (3)6 今日 を 日 わか 本に 死者 自 がが 苑 n た彼 もちろん 0 殺 て考案さ お をとげ た吉 5 した潘 す お 0 関 な な 式 死 で 7 41 0 わ to

間 に 珂に 華 (1) そ西 家 民 ょ わ そこの よる稗史 玉 10 0 洋的 期に Ŀ る追悼会とい 層部 なると、 時期を新 な要素を取 「清稗 に お 11 式葬儀 類鈔』においても、 7 う形 九二 は り入れた 式 の誕生とみ 年 跪拝 が ?現れ に指定され 礼 たことを記 制 に てよい 代 光 た、 服 緒 わ 0 制 7 近 官 代 \$ 玉 年

れたのだった。 を標榜する運動 ように、 1919] $^{\circ}$ の報告である「我対於喪礼的改革」 なった。 される礼教に対する批判から、 はなく、 九一〇年代に起こった新文化運 ている点で、 悼会の挙行が規定されている [厳 1998]。 場所を設け、 および公務に従事することで落命した人物について、 軍閥政府時期には、 滅し、 Ō, 宗教的な祭具を拒絶し、 の 職務や軍内部での階級による若干の区分は付加 発表媒体が を改良した代表的な事例として知られ とくに、胡適による、一九一八年に母を葬った際 礼教や封建、 知識人を主体とするものであったが 旧来の、品官や身分に応じた複雑な葬儀のランク 孝服 開催基準が公 清末の烈士への追悼会と連続する。 訃報を発するほ の現れの一部として、 旧 に代わって黒紗 式の葬儀慣 『新青年』であったことからもわ 追悼会に関する条例が定められ、 迷信との決別と、 のために身を殉じることに絞られ か、 簡素な葬儀を目指すことで 動は、 との の腕章が 葬儀もまた批判の対象と 公共の場所を使用 は、道士や 混 葬儀の 政府の 司 が 採用され 科学と文明、 ح みら 改革が提唱さ 制度としてで の追悼会で てい 僧侶を呼ば 儒教に代表 ń 同じく 加された る した追 民主 かる 祭祀 北洋 胡 0 と呼び、 り、 友 よる一 田が特記し つの式次第を記録 それらを準備する必要はないとする。かれは、 ては遺影あるいは位牌が準備さ 1989]。武田が挙げる追悼会の特徴としては、 こった新たな儀礼として追悼 を記録した武田昌雄の く、一九三○年代の例では、 具体的な表れとして、 ゆくこととなる。 近代国家にふさわしい葬儀形態として、 としての 公共の場所でもおこなわれうるもので、 学生、部下あるいは地方の団体や人々による儀 献花や誄詞の有無が異なっている。 玉 「公祭」 葬、 公葬、 してい 私葬の 『満漢礼俗』 るが、

が消 もの は

る「広西省改良風俗規則」と、一九三六年の四 市で始まった新式葬儀の様式は中国各地に紹介され、 資料を用いた先駆的な概括書を記した岳慶平よれ 知識人や公的機関での仕事に従事する人々の間 ·婚喪儀仗暫時辦法」を挙げている [岳 1994]。 をおこなうことを認め 民国時期の習俗の変化につい 一九三三年の広西省政府委員会によ 中国の冠婚葬祭に関する民俗 いずれ の場合でも、 民国期中葉に てい たこと に流 Ш 7 省政 ば 追悼儀式 同 府 そ 方志 して は に 0

二つのタイプの追悼会はとも れるが、 :会を紹介している 形式はほとんど同 』においても、 遺体の 注目すべ 開会にあ 典型的 前であ 故人の 、きは 近年に 武 ľ 礼 こであ 一であ 設な二 た \mathbb{H} -近現代中国における「正しい|葬儀の形成と揺らき

徐々に形成され

国民政府ではこの新し

い葬儀を

「公祭

や職場の関係者が参加する儀式であること、

そして

死者

友人知人

死者の家族や親族が主体となるのではなく

ているように、

式葬儀

が

こうして脱宗教化が図られた葬儀としての新

これ この して 2 み 関 てと する を礼服とすることが た様 期 0 れ ぶよう。 葬儀 子が に 指 武 n が ?含ま た最 され \mathbb{H} 多く は 服装 現 初 n てい 期 n \dot{o} 7 K 地 0 1/1 る。 ・る点 白 方 つ 追 恙 (1) 悼 47 当 三会と で、 て記録 であ 麻 時 0 0 孝 黒 連 る 生 服 4) L 活 てい 0 布 L きを腕 事 着 7 典 用 な 13 で に 61 あ 混 ま が る 在 #

用

百科全書』

に記

0

あ

ŋ

か

は

る。

h

り目 たをまとめた万と李によれば、 てよい」点にあった 男性は け を着用してもよい 三つ目に儀礼形式において男女ともに暫定的 に階級差別 型の Ź 8 ほ 公園 腕 か、 百 様 に を借り 黒い布を巻き、 家や であ 0 (商務印書館) ない りて 万 ・その る。 Ľ . こ と、 他 中 追悼 平 公共の 略) 嵵 会を開 女性は胸 0 一つ目 新 祭 礼 場 祀 式 職され 服 派を: に倹約 場を設 रें の を用 葬礼 に 借 た葬 男女とも 黒 13 を励 の特 け ŋ 0 てもよく 7 喪章をつけ 式 弔 徴 に 行 蕳 するこ あ 旧 は、 に 赴 る を受 式 た 4) 0

され 海や北京 であ 注 あ 意 5 機関 を中心とする都 なけ 職 買らの n 玉 [を覆う なら 台 市部 頭する新 な 玉 (1 民儀 0 は 階層 礼 ホ ワ ح Ź は に よっ 0 な 1 新 つ 力 て支持 ~ラー 7 式 77 葬 な B 儀

う 新 識 式葬儀 よっ の流 7 0 行 2 は 実 現 旧 É 来 n 0 宗 た 教 ₽ 的 0 な儀 で は な 礼 \wedge 0 距 中 華 離 民 11

> 面 か 期 5 0 都 0 整 市 部 備 が に 整 お え 4 7 5 n は 7 大別 ゆく 時 L て、 で あ /١ 1 9 F, フ 1 0 側

普及 現れ 準備 仕 中 ハ た。 ٤ 切るサー 玉 1 前 手配 者に 人 F, その後急増する殯儀館 の経営による、 面 公 園や では、 とし する会社 つ ピ ₹2 ス施設 ては、 て ホ 民国政 1 は が ル 設 清 ٤ 殯 、と展開・ 立され、 儀 中 末 47 , う公的: 国人を対 館と呼ば 0 上 けるも 0 海 なか 空間 そ 租 界 象とする同 0 n に 後 る葬 度 0 に 0 É は、 外 建 みら 一九三〇 玉 設 儀 葬儀 人 施 が 漢関係 ń 様 用 設 た会会 0 0 0 会社 葬礼 急速 车 体 L 7 を n が を 47 な

る。 文明 良運 わず され は、 化 占 政 1/2 先述の 動 か数 葬儀 的 てい 九年の ´フト 策を背景とし の類を禁止する目的 へと展開 陋 行 習 る 0 面 状況 「を廃絶し、 であることが多かっ 礼制 風俗 厳 ₹ 2002]° する契機 (「喪葬情 調査 て 以降 1/7 社会改良 綱 た。 となっ ₽ 府 をもったが 要」など、 形し n による法 は 陋習の 風 たも であ を目 俗 直 調 接的 各地 指 廃 制 0 り、 查 ず当 社 止. 0 綱 各 会 に を目が 0 0 要 民間 整備 そ 地 時 0 は 非 辮 的とし 0 か 0 0 7科学的 習俗 後 5 が 政 第 挙 0 0 府 B 刀山 社 返 0 が 7 げ Ś 強 Ħ

改 内 7 に 兀 0 画 は 新たな を 年 新旧 か 5 0 の礼俗が入り交じり混乱 葬 儀 生 を確 活運 に 展 立 開 動 するに での た 葬儀 衛 は 生 まだ十 的 0 して 改 革 倹 分とは は 約 た 民 え

0

めら 民国 と中国社会の礼俗 れる) 国立 を憂いた民国 制 の構築を目指した [闞 2010]。 (その葬儀部分については『北泉儀礼 を主体とし 政府は 0 あり方をめぐって検討を重ね、 一九四三 て、 玉 内 年、 の行政 民国 この国民儀礼構 政 府 学者たり 0 「中華 設置 に収

採用し 想は、 した、 恥」を踏まえ、 なかに検討 いえるだろう [仲 2012]。 図るために、人々の受容能力を検討しつつ旧慣の一 の文明的にして健康的 いわば中国と西洋 新生活運動のスロ 同時に、 され 一方で煩雑かつ愚昧な陋習を廃棄 た国民儀礼 当時の課題であった国民全体への普及を の入り交じった新式葬儀 簡潔にして衛生的 ーガンのひとつである しかしながら、 案 は、 戦局が不利になるなか この、 な葬儀 内戦のさ 「礼儀 0 の 部を残 編成 要素を 西洋 ٤ 廉

実施には至らなかった。

う形 覆う離別 後の世界を提供 科学がそれに代わる役割を果たすなかで、 うにまとめることができるだろう。 創 以上、 造 天蓋を背景とした葬儀もまた改革を余儀なくされ が つめら 一儀礼とはなっていなかった。 の形成 国民政府時期の新式葬儀をめぐる動きを、 模索され は たが、 部の人々が享受しつつも 脱宗教化と西洋の儀礼要素の吸収とい |聖なる天蓋| としての それはもはや新たな 宗教的権威が失墜し 国民儀礼として葬儀 世界の 礼教 玉 「聖なる天 民 秩序や死 は弱体化 次のよ た。 を

> 儀の て 蓋」とはなりえず、 次に、 形成 今日 を概観する必要がある。 の中国に直結するもう一 玉 [民儀礼 の また十全に実行されることもなか 出 を目 指 L つの政権 それは た中 華 良 陝甘寧 における新式葬 玉 政 デソヴ 府 9 イエ L

1

その 実を手段とするべきもので、 職能者の改業を迫るべきではない、 取を規制する方向がわずかにみられるにとどまる。 る宗教職能者の関与を制約するなどの、「 職人の日当を制限する、 こちらの政権では、 政府以降 辺区政府 迷信」からの脱却も、 般の人々がおこなっていた葬儀 の共産党政権の死者紀念のあ 民国政府と同じく習俗改良に取り組 葬儀 風水師や巫道といった葬儀 の改革に関する記録は非常に 当初は、 強引に廟を破壊したり、 とさ 教育と医療設備の充 については り方であ 「迷信 れていた。 による搾 に関 to 少な 0 わ ŋ

階での追悼会としては、 た文脈における葬儀となっ 辺区政府時代後半には、 大規模に挙行されてお 般の人々に対する葬儀の改革はけっして体系的 宗教職能者を「改造」することが提起され 特定の人々に対する紀念活 区ソヴ イ b, 九三六年におこなわれ 工 喪服を簡素に ト拠点形成に大きな功 てい 記録 る。 に残る新式葬儀 ح 0 政 権 た劉志 0 卓 段 0 単 -近現代中国における「正しい|葬儀の形成と揺らき

が、

にすませ、

のではなかった。

その一方

で、

追悼会が

あ

る。

辺

あっ 恩来と中央政 全員 地 志 域 この 丹 内 以府辦事 に は 追悼会の流れは、 運 Ci 死 故人の 込 後 処 ゙゙゚゙゙ま 間 主 n b 席 略 て、 な であった博古による言葉を経 歷紹介、 (1 翌 日 九 政治部主任 月二三 に 軍委員会 は 日 大 遺 0 模 副 崩 体 な 会宣 主 追 が 辺 席 悼 区 0 周 に が 政

も破格 者は 九四 の新 一九 紀念とされるなど、 府初期の 志丹烈士大会」が盛大に挙行されている。 せる大掛かりな陵園が建設されたが、 は、この追悼会に際して急遽作成されたという見解もある。 四六 志丹は、 遺体の 五年には陵園 式葬儀で放送されている中国 0 県の名称にそれぞれの名が与えられることで永遠 重要人物である謝子長も、 おけ 顕彰を受けることとなっ 年四月八日に山 秦邦憲、 埋葬に向かうというものであった。 一九四三年に改葬され、 る 追悼大会、 が建設され、 葉挺ら高級幹部ら 同時 期 西 省で飛行 0 公祭「四・八」烈士大会の 玉 民党政府の事 盛大な公祭が営まれ た。 [特有の葬儀楽曲 一九三九年に墓 機 「四・八烈士」にも、 皇帝の その際 事故 同様 同 に 0 じく、 事 より にも 墳墓を連想さ 例と比較し 例として、 死亡し 「公祭劉 辺区政 哀楽 た。 両 現在 た 7 0

本 に ・公祭が による侵 革命 墓 頻 略 出 地 ٤ 建設 したが 17 · う 国 0 意 難 ح だ立立 義 に れを支える論 ち向 0 Ŋ 7 かうこ の記事 理 0 を理 が参考とな 時 期 解 に する は

る。

あ

建築

が

み

6

n

3

る。 九 さ 几 n 年 る Ö 地 辺 に つ X 政 11 府 7 が革命 以 下 0 墓地 説 崩 を建立 を 施し 7 で 41 新

より 管理人に渡して保存 こととする。 公墓」を建設し、 持ちを示すため、 烈に犠牲となった者 命に く自由とし、 0 2参加 区政 [延安解放日報社 延安市政府 死亡したり、 ぼる志士たちが してい 府 に その家族が故 死者の遺留品と生前 は に命じて る。 毎 抗 とくに墓地をつく 敵 年 遠 が そ 機 日民族解放 方からこ いる。 て延安付 0 0 七七」 家族や 爆撃に 間 郷 その者たちへの 公 \wedge の により 時期に公祭をお 近 戦 友人たちの 0 0 連 0 埋 に場 辺 争 葬 Ď, 戦 区 著作は延安 由 0 所を求 を希望す 場 にやってきて なかで、 で疲労し疾病 これ で命 紀念 を捧げ D を紀念す 追 千万 市 慕 こなう 「革命 0 え 気 に

烈士 位置 代国家建設 できない ても公 ただし の新 づけら 彰 追悼 説 点は、 式葬儀普及の政 葬 Þ へと特化する形 喪葬改革の の一部とし や追悼会が多数 会の挙行の有 れることに対 悼詞 同じく日中戦争を戦ってい (弔辞) 7 展開を考察するうえで見 で新 策と並 無や生前 0 新しい 経さ て、 で直接的 式葬儀 辺区 行 ħ 礼 ては 0 制度 略 が 政 てこうした追 常営ま に 歴 府 17 明 構 る に に 示さ た医 暗 n お 築 が、 1/2 7 民政 埋 れ そこで 7 る た 悼 すこと めこま に点で 府 は 0 で 0 が 玉 沂 が

民

17

ティ 礼創 政府 観を明 るも 状況が生まれていたといってよい。 すイデオ た宗教的な存在であり、 ち」によるコミュニティであった。この特殊なコミュニ やってきて革命 る母体は たな儀礼の創造へとむかっていたといえよう。 むしろもう一つの絶対的な価値基準を提示することで、 葬儀は徐々に形成されていっ から 人の生きる意味すらも反論の余地を認めず解説 が による、 出を目指したのに比して、 0) 確 で あれ、 ロギーという意味では、これは宗教性 の脱却をはかりつつ、 に示 脱宗教という、近代国家の経験する 先の記事の言葉に従えば「遠方からこの辺区に 世界のあり方、 L てい 烈士の顕彰は、 に参加している」「千万にものぼる志士た る。 新たな「聖なる天蓋」というべき 本稿の関心からまとめ 歴史発展の規則、 この時期の辺区政府では 多様な国民に受容される儀 た。 人として生きる規範 この天蓋のもとで、 人間 れば を取り除 それを支え 「聖なる天 己とは何 L つく 価 玉 新 新 民 13

値を問 事故で死亡した革命同志である張思徳の追悼大会で ように、 民服務」 (1 話である。 状況をもっとも明 この文章は、 かけ (人民に奉仕する) に他ならな に数えられ、 る 誰にでも訪れる死 「我々の部隊で誰が死のうが 一九四 著名なスローガンとなった 瞭に示す事例は、 四 [年に炭焼き窯の崩 の意味を問 ° (よく 0 5 それ に 落 知 毛沢 その価 5 公表 とい 「為人 が ħ 炊 う る 東

> であ 開く」とい 区政府に集った革命を志すコミュニティ 事係であ を重視し、 りさえす れ ・う死 ħ 戦士であれ、 は、 個人の顕彰に傾斜する新式葬儀 への向き合い 我々は彼の葬儀をおこない 有益な仕事をしたことが 方、 換言すれば、 である共産党政 は 死の物語 追 煌悼会を ح あ る者 0 辺

性

下で完成された。

現代中国を代表する新式葬儀とし 追悼会」「 遺体告別式

る。 烈士 た新 述 \$ 葬 らの離脱を目指すとともに、 王朝で繰り返されてきた庶民の奢侈な する必要に迫られていた。 に散在し農業の機械化、 と墓地問題が焦点となって 度振り返れば、社会主義革命成就のために、 の 中 ただ、 その無神論的立場から、 提唱、 に対する顕彰型追悼会を普及させてゆく たな政権は 華人民共和国成立以降 「為人民服 民国 辺区政府時期に確立した新式葬儀に 期 務 火葬設備を手に入れ、 の脱宗教型葬儀を系譜 の言葉でい 集団化を妨げる墓地の 葬儀 17 の葬儀の改革では、 より積極的に 辺区政府時期 2 た。 のあり方に えば 都市部を支配域 厚葬 また、 有益 的に継 だ形成 つい 「封建迷 な仕事 禁止と 傾向 つい ては、 問題を すなわち先 広大な農 火葬 承し を 信 てもう 0 み うつつ 歴代 収 命 す せ 決

府時 わけ だが、 代 た 中 0 8 枠組 に生きるすべての人々を対象とする必 に全国 7 新たな国民儀礼を創出するのではなく、 ζJ みが から集まった革命同 修 そ 正 ħ に 利用されることとなっ 対して、 志から成る集団 九 四 九 年 要 以 降 が あった をそ 0 葬 区 政 儀 0

簡単 旧来 降、 5 産を損なう葬送儀礼のスタイ くなど荘厳で文明的で簡便で実行しやすい形式 の葬儀をまとめ んでゆく。 大きな断 形で集団 会制度のなかで生きる都市部 ま 両者は時に近づきながらも、 多くが . О)煩わしく非科学的で見栄を張る浪費型で 経 絶が発生する原 化した農村部で暮らす人々 新式 済 都市部で採用された新たな葬儀の特徴は 単位 的 葬 負担が少なく、 た石 儀 」と呼 の実施 |大訓 ばれ 因を生み出している。 と来建 が、 ルに取って代わって」 の人々と、 る生産と生活が 都市 文明 礎 それぞれ異なる葬儀を営 によれ 部で始れ の間で、 的であると 都市部とは異なる ば、 められたことか 葬儀 「追悼会を開 体化 ح 骨を折り財 に よっ う 石 0 に に関する した社 おり、 時 て、 期 中 玉 以

喪俗改革」 ے ので 0 0 11 はなか 要素を取 中華 の主要な任務 · 故 民 (共和 人に敬意を表すこと、 り除くこと、 ホ ワイ 初期 は 1 0 葬儀 が である 新 簡 活 潔に 式 動にお それ 儀 _ ホワ まとめ け 以 0 Ź 要求 る 外 た j にように 0 1994]° 伝 封 は 建迷 難 的

け

た消 迷信 真っ 葬陋 新風尚 信 ているためであるという説明体系が準備された。 をいまだに必要とするの だ人物がどのようにそれを受け取ることができるのだろう でない」 為や語句 0 なかでみられ 費は、 は、 と大掛 向から衝突するもの 俗を取り除く。 張・程 2001]。 を樹 的な排除すべ 無駄であり、 供物や葬儀 は、その 本来、 かりな葬儀 立する。 る 生産へと向けられ 無神論的 大衆を に用 唯物主義と無神論教育を通じて、 き思想に他ならない。 霊魂や魂 まったくの浪費に過ぎない。 封 を制 建 は であり、 いられる多くの物 迷 新たな葬 止 な立 思 信 Ų 0 想が 場、 存在を暗 孝や礼そのもの 文明的 を 儀 るべき財であ 取り除 封 人間 0 で節約 観念 建 中心的 また、 示するよう 性 品 くことに へと導 (すでに 型 な立立 とら É り、 0 「科学的 こうし そ 場 な あ わ ٤ n n W 建 る 儀 0

択され 想とされ をおこなう場合には すべての 体告別式と呼ば に敬意を表すべきなの て三つ では、 てい 死亡場所 死者 の る完全な離別儀 具体的には、 た。 パ ター に対しておこなわ É れる死者との 原 ン が 因 Ŧi. か。 どのように あ ○年代から六○年 遺体 り 礼 その答えが の挙行の仕 生前 娅 離別儀 理 れる儀礼ではない までの 0 「迷信」を回 死者 式 で 方として、 追悼会あれ 速 代 あ 0 度によって 単 に つ た。 かけ 位 で 追 る 0 7 が L 地 11 位 両 故 Þ 分 理 人

遺体の代わりに遺影を用いることも多い。三つ目は、 る場所あるいは殯儀館で追悼会をおこなう。この場合は うもの、二つ目 ある 悼詞 ば、 の いは簡易な祭壇でおこなってから、 単位の提供する場所で正規の追悼会をおこな 布 に 読み上げ、 遺体告別式を病院の「太平間 続けて遺体告別儀式をおこな ・単位の 提供

には、 こともある。 個におこなわれることもあれば、告別儀式のみで終了する 骨を配置する。このように、追悼会と、遺体告別儀式は別 会は後に単位が別所でおこなうものである。 を火葬場に送り、火葬の前に遺体告別式をおこない、追悼 すでに遺体がないことから、 このほか、人々を参集する儀礼の挙行が 追悼会場には遺影や遺 、三つ目の場合 死者 不

あった。 都市居住者にこの新式葬儀を受け入れるのに十分な環境で の判断による。家族の構成員は、成人であれば、 喪委員会」「治喪小組」 た。この差異は、故人の遺志、 同時にある単位の構成員でもある社会状況は、 「治喪班」と呼ばれる葬儀運営組織 主催単位、 あるいは、 多くの場 多く 0

な場合は、

火葬前の簡単な確認で済ますこともあっ

に構成される組織である。 級と職務によって、 の発信、 喪委員会とは、 告別儀式や追悼会の手配 ふさわしいレベルの 故人の所属した単位から生前 主な役割としては、 人々によって臨時 必要に応じて 「訃告」 の幹部等

> と手配 配 霊 うかも単位と治喪委員会との手配による。 儀の実施に必要な 残され (離別儀式前 「挽聯」(追悼の対句が書かれた対聯) た家族 0 0 悼詞 遺 世話や慰問などがある。 |体の安置| の準備 花輪の大小・数量の決定 をおこない、 そのほ を送るかど 火葬場手

と遺体告別儀式を分割して説明する葬儀案内書は少な 遺体告別儀式は、どのようなものなのであろうか。 では、 それぞれの式次第を明記した郭によれば、 ここまで、新式葬儀として記述してきた追悼会と 両儀礼 追悼会 以 77

〈追悼会の一般的な手順

下のようになる。

- (1)にし、悼詞を配る。 参加者が受付を済ませ、 白花や黒腕章を帯びるよう
- (2)(3)参加者が予定の位置について入場するようにする。 相応の身分の人物が追悼会の開催を告げる
- させる。 さげるように告げる。 司会者が、 某同 志遺体 時間に注意し 適時黙祷を終了
- (5)(6)躬」を指示し、 司会者が某同志への弔辞を捧げる。 弔辞が終わったのち、 統一の動作で礼をおこなう。 司会者が「

号令で、三度鞠躬礼をおこなう。

(遺影) に三分間 「某同 .志 の黙祷をさ 司 ?会者 0 鞠 →近現代中国における「正しい|葬儀の形成と揺らぎ 185-

- (7)が終了したのち、 司会者が追悼会の終了を告げ
- (8)遺族 ĺ 遺族と握手して別 追悼会終了の宣言のあと、 ダーである同志と関係が緊密だった生前 の手をとって慰問を表しその他の人々は れ 人数が多い時 参加者の人数が少 に は 参 0 退場す 友人が 加者 ノなけ 0 n
- (9)体が火葬炉へと運ばれるのに同行する。 追悼儀式が完了した後、 治喪にあたる人々と遺 族 は

〈遺体告別儀式の一般的な手順

(1)な場所でも開催可 こちらは病院、 参加者が受付を済ませ、 死者の生前を記した文章を配る。 家庭、 能であり、 殯儀館はもちろん、その他の公的 白花や黒腕章を帯びるよう 追悼会よりも簡便である。

- (2)ようにする。 告別儀式の開 始前に追悼 :の順 を決め、 混乱が起きな
- (3)遺体と遺族が到着した後、 を流 L 遺体の 「瞻仰告別」を始める。 を後、規定の時間に従っ 7 京
- (4)告別時には、 人で遺体に対して三 周 遺体から三~五メートルの場所で、 して瞻仰 先に決めた順序に従い参加者を入場さ Ϊ 最後に遺族の手を取って慰問 |鞠躬礼をおこない 集団ある その後遺 4)

てから退場する。

(5)告別儀式終了後、 その後火葬炉へ同行してもよい。 親族を組織 して 遺 体 の前 で写

より 位置 共和 以降 る、 骨が必要とされ、 る ように、民国政府によって制度化された追悼会と中華人民 第が挙行される、 は、 となっている。追悼会は、 おりには、 を始めることが適切である。 の離別儀礼は大きな影響をもっているため、ここから議論 はその傾向 れるなど、両者の区分は時に緩やかなものとなり、 いってよい。 これは、 この通りにおこなわれるとは限らず、 儀式 国 づけが十分になされることに対して、 のわずかな間にも若干の変化があり、 (これは時として社会への貢献度の大小と同一 等級によっては後者のみが許されることも少なくな の追悼会の式次第は連続的である。 模となっている。 であり、 が顕著であるが、 あくまで一般的な手順であって、 死者を「追悼する」儀式と、 加えて、 告別式には遺体あるいはそれに代 追悼会にはそれらがなくても開催 単位ではなく友人による追悼会が組織 追悼会の名称で遺体告別儀式 そのため、 より規模が大きく、 新式葬儀のモデルとして、 両者の区分からも理解 死因や故人の 一遺体に告別 両者は、 遺体告別 実際 種の理 一九 故 人の 0 Ŧ. 視され 字義ど の式 近年 儀 できる 一年 生 が わ る遺 可 っ 次 0 0 す

真

を

かっ た

作地 べても 改革 極限 月)。 追悼会を 針である。 儀式 論的 ることを表明し 署名者 その功績を回顧 して新聞で生前を紹介し、 い」で始まるこの建議に 員会の二七名の同志が、 した論理に基づいた葬儀不要論 は葬儀自体が不要となる可能性を秘めている。 極度に簡素化を推し進 まで 式取り消. 著名な例では、 教的 に戻す、 まだ社会主義革命の途上とみる見解も存在する。 0 喪俗改革をその理念に従って進 遺体を最 厳密には年限を限って墓地を認め、 移風易俗、 七名は遺体告別儀式をおこなわないことを求め、 極端なものであり、 な要素を入念に 遺体告別儀式は 部の高級幹部 L 進 あ の建議」 ている。 ですればその目的をすでに達しているとし、 るいは再利用する) めた建議 後の貢献として医学研究のため 葬儀簡便はわが党が一貫して唱導する方 時代は下るが、 がこれに該当する(一九八九年 |めたこの追悼会や遺体告別儀式 に限 取 は、 おいて、 しかし、こうした共産党 中央書記処 あるいは追悼の文章を発表し り除 る通知 後述の 恒久的 死者に益なく、 が、 き、 死者の紀念は に提出 中国共産党中央顧問 ように、 が実施されたことと比 繰り返し提出され が繰り返し発せられ な墓地の排除 めてゆくと、 の葬儀 追悼終了後は耕 した 八〇年代以降 生者に益がな 0 遺 にくらべ 訃報を発 究極的 0 0 献体とす 理念を 体告別 ため こう てき 唯物 です 委

7

の、

り

時、

なか ことはあっ つ ても、 追 草矣、 体告別 式 は 廃 止 され ること

は

7

に

れば、 会の そして、 のなかで、 に至る経緯が報告される。 制御を受けつつも、 範性が強調される。 党時期や社会政治活動などが紹介される。 分から構成されてい る部分に他ならない。 接に関連付け、 ように記述されてい の顕彰であった追悼会は、 先述の郭 ここに学歴や職歴などが組み込まれ、 死因、 社会に対する功績を顕彰し、その 演説」 幹部や工場などの労働者をも対象とするに至 この新しい葬儀 場合によってはそれまでの病歴 革命に「有益な仕事」をしたとみなされさえす の区分に 「誄詞」と連続した、 その生と死の意味に意味を見出 かつて、 、るが、 よれ より広汎な人々によって新たな故 る。 この悼詞は、 は、 ば、 まず初めに故人の氏名、 この部分こそ、 次に、死者の生前の紹 中華人民共和国での葬儀改革 辺区政府時代には、 悼詞 種のモデルとして、 0 社会と故 大きく分けて三つの 有 無が、 「人民」としての模 民国 可能であ が披露され 最後に、 人の死 有意味 時 革命烈 代 介が たとを った。 で 人と 定 死 あ 部 あ 0 入 死 \exists す る

0

で、

追悼会は

もう一

段の変化を蒙ることとなる。

多くの人々

に普及するな

か

の離別の儀礼として普及した。

る

(1

は各地で追悼されることの

な

7

般

0

人々にとっ

7 あ わ

繰り返

国家級の幹部や著名な烈士とは異なり、

告別 華人民 より をも は 儀式 たせ 顕著となっ 追悼会と遺 せていたわけだが)級に基づく厳格なエン とは 和 玉 同 式 てい 0 体告別 視され 葬 る。 儀 式 に には 区分 る状 過 ぎな が 況 幾分和らぐと、 大きな差異 (この が発 61 生し、 距 よって、 離化 が ح なく、 が 追悼会 追悼会と遺 単 n は 位 とも 現在では に よる に 権 に 体 威 職 中

時間 をともなってい お ける死のあ 0 の追悼会、 短 縮 のみ つでは り方 る。 遺体告別 んは、 ない 以下では、 儀式が 単に宗教的要素の排除と簡素化 むしろ、 その変化のいくつか 人々にもたら 非常に大きな質的変化 L た現 を 代 中 玉 h

て考察する。

する 基準 治喪委員会であ くなる でみたように めに儀礼的所作をおこなう主 基づく葬儀では、 の下位世代が喪主となり、 まず、 とす 価を与え位 体告別儀式が新式葬儀として多くの人々に普及し、 0 のうち前 'n 象を引き起こし 目を引く À に 配 置 民国 葬儀全体における主 b 後の儀式 置 故 、のは、 づける主体 z 期の追悼会の段階で、 人 故 ħ 人 八の親族 る 礼を廃 0 た。 葬儀 変 顕彰に参加する人々 化 が喪に は 追 体 葬儀全体を通じて の主体の変化であ が 止 であ (悼会の 一したために 起こった。 単位 体 服 つ によっ 実施 た。 派する対 がすでに しか 主体 遺族は礼を受動 そして、 て組織 象であ 新式 は およ 遺 る。 故人のた 族 7葬儀 され び では 第 り、 旧 訃 故 慣 報 な を 悼 餰 故 に

め

ところを得る」

٤

11

0

た語句が掲

示さ

れ

張思徳

は

時代 別式 より は としたことは、 ح つ の た親 へであ 集め に使用され 謞 れ、 族 葬送儀礼全体 られた人 の 関係に基 追悼会であ 返礼にとどまる。 もう一つの大きな変化と関連し た 同 々であって、 一づく用語 志 :から一部を切り取ることで新 れ、 であることか 語ではなく、 故人への呼 この 遺 族 主体 が 革命 儀礼で果た 5 び 0 かけが も明 変化 コミュ ってい 確 は ~父や であ ニテ す 式 遺 母 体 イ ٤ 割

47

的な人 てい 慣に は に 己 忠と貢献が評価される。 て、 述 基準として自己内省を絶えず繰り 点に注目すれば、 人とが直 家庭への富 人々との良好な関係、 像が の た人 追悼会、 儀式 追悼会では人物の革命性が顕彰され、 基づく葬儀では、 P 為人民 Ш 求 Ė の場に限っての良 0 接 8 よりも重い」「人民 に対 ノとの関 あり方が劇的 5 の蓄積といった功徳で評価さ 遺体告別式の主な場所となる殯儀館 服 れ 面し 務 Ė 家族や親族の関係性 (1 係性 評 中の「人民 るとい 猫 故人の善良さ、上 故人は男系子孫の有 ではなく、 に変化したとい を受ける形 11 わば き人のあり方を述べ つ のために死 てもよ の利 返 抽 L 概念である社 式となっ 象度の高い 益 0 0 っても いなかに 形 莅 ぬことは た そ ル成され 国家、 れることに対 # \emptyset れ てお 代 無や、 に 、対象と、 を れ 過 織 促 り込 社会へ 死 てゆ 言 b 0 に そ 孝 主 近 んう 具体 は ま 0 順 0 な n 0 L 0

資料1 殯儀館の各所に散りばめられた「死の物語」の方向付け



「為人民服務」からとられた語句を刻む石製プレート (地方都市殯儀館にて、2004年8月筆者撮影)



同じく「為人民服務」から引用された文章の掲示。あえて辺区政府時代を連想させる毛沢東の像が採用されている。

(西北部所在の殯儀館、2005年9月筆者撮影)

範化された人のあり方を説く空間となっている。まさに、殯儀館は、可視化された「死の物語」を通じて規を捧げたとされる烈士の故事が展開されている (資料1)。まり、雷鋒、焦裕禄、鄭培民、孔繁森ら多くの革命に人生

におけ

る死の儀礼の成立と展開を検討した Leutner

は本稿の考察とも矛盾しない。 主義国家、 家庭や家族、宗教組織への忠から社会、共産党 を尽くすことへと方向を変えた。 に新たな社会秩序を確立するためであり、 君 い習俗との闘争、 追悼会について以下のように分析したが、 「文化大革命」 家庭と家庭的行為との闘争は同 のピークには毛主席 追悼会はその具体的 その 形式は への忠 共産 時

からも理解できるように、 特徴といえよう。 て多くの人々に受容されたことが、 かつ新たな葬儀のあり方、 Ŀ たわけでは の離別儀礼であり、 意しなければならないことは、 国を代表する新式葬儀の普及を考察するうえで、 述のような歴史性を刻み込まれた離別儀礼が、正しく それらが水平的ではない配置となっていること ない点である。 、 (⁽⁰⁾) 、 …… …… こここれ いうなれば、 血統論」 そもそも、 追悼会はあくまで「人 中華人民共和 が支持された時代に 葬儀のモデルとし 離別儀礼が複数 国時 同 期 時 0

> 礼は、 はこの とされた人々の存在との差異化によって成り立つ原理 の儀礼で掬い取れない人々の増加こそが する。なぜなら、 徴を手掛かりに、 じ現象を指してはいないことに気がつく。そこで、 過ごすべきではない。この視点にたてば、 あって完成をみた、 国民儀礼としての葬儀の創造、 常にこの範疇 「単位」による「人民」顕彰としての新式葬儀の特 これ 現在 故人の顕彰を趣旨とする良き人民 から排除される、 ら単位制度を基調とした良き人民 |の中国における葬儀のあり方を検討 普及とは、 「顕彰に 新式葬儀 今日の新式葬儀 まっ 値 たく同 次節 0 浸透 を見 0 で

一 聖なる天蓋の複数化へ

0

変化と関連しているからである。

な表現である。

[羅 2001]

の産物」 また、 立が起き、 葬につい 三〇年に満たない時間 し遂げられなかった一般の人々の葬儀の簡 く人々に浸透するに至っ 共墓地の建設と並んで、 華人民共和国に完成 一九七八年から八〇年代初頭 」として認識され、 て、「四人組がおこなったこと」「火葬は極左路線 葬儀改革の危機を迎えたが、 .で達成した点は評価されるだろう。 た。 中国の新しい葬儀様式として、 した新式葬儀 火葬率の急激な低下と墳墓 歴代王朝および中華民国が成 気には は、 主要な政策実現 葬儀、 素化を、 火葬の実 とくに火 わずか の

改革を立て直すなど、 国以来の社会運動形式から一九八〇年代以降 用 へと転換することで、 多くの成果を上げてい 頓 挫 しかか つ は 式 法

革命 0 面 ある種の揺らぎにも直面 「から考察する。 を頂点に一定の完成をみた新式葬儀の揺らぎを二つ 一方で、 現代中国における追悼会、遺体告別儀 している。本節では 文化大

体化は、 値観 形態であることはすでに述べた。その、 の変化、 「人民」を対象とし、「単 国初期から一九七〇年代までの追悼会、 見関係のないように思われる新式葬儀にも そして基本的な社会組織である単位制度の弱 位」制度に裏付けられ 良き人民という価 遺体告別儀式 た葬儀 影

を与えている。

の社 提は 展するなか ではなく すでに述べたように、 追悼会、 一葬と う説 和国特有の仕 都市民の大部分がそれぞれ単位に所属するという中 のアナ 明も可能 故人が生前 体告別 競争力を失った国営単位は衰退 _D ジ 組みにあっ かもしれ 1 の単位 儀式とは、 ・を用 新式葬儀を組織する主 (1) ない。 の治喪委員会である。 ることが許されるのであれ た。 全都市民を覆ってい しかし、 この点に 、改革開放が進 おいて、 体は、 この前 代わ た社 日本 遺族 9

え

ない企業群が増加

でした。

さらに

は

失業者や中途離職

採算部

門とみなされがちな福利厚生面が手厚

いとは

0

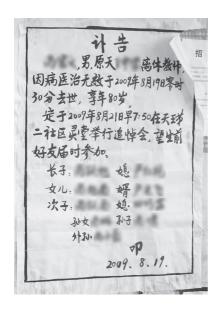
人々 る 体化以降の治喪委員会は、故人の友人や近隣の住民、 社会的担い手がない状況が発生した。単位 0 によって組 できる自動 の葬儀は、 んでいるとは言い難く、 会保障の機能の もってい れなかっ 者の発生や流動性 中国の急激な社会変化は、 社区」への移管が期待されているが、 · が 社 会内部 た従業員の葬儀と遺族への保障に た種 的 織されることが多くなり、 かつての単位社会時代に比べて、すべてを委託 部に大量に存在するとい な措置でなくなっている(資料2)。 のものであった。 部は、 の拡大など帰 「失語 居住区に基づくコミュニティ 新式葬儀の完成時 」状況の人々にとっ 属性が相対的に その結 · う 部の専 この つい それも十 のもってい 旧来の て に 明 は 確 単位弱 て故 単位 想定さ 眀 で であ た社

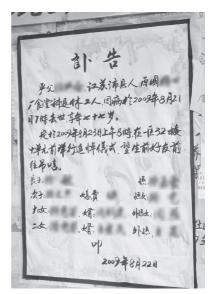
なく ° (台 的 別儀式は、 儀礼の一部として配置されたとしても決して不思議 頭とい 個 なり 性化 経済的 葬儀政 的な顕彰機会を失った人々にとって、 Ó う環境のなかで、 つあ 策の 現代化された「孝」といっ な豊かさ、 単体の葬送儀礼ではなく、ふたたび一 b 緩和、 追悼会の前後には再び跪拝礼や、 そして後述する、 従来とは比べものにならな 新式葬儀 のもつ唯一 た新たな家族 悲しみのケア 追悼会や遺 の葬儀では 連 では 0 0 孙 な

館がその役割を担うこともある。

して死に関するサービス全般を請け負うようになった殯儀

資料2 死亡広告





いずれも、再開発のため取り壊しが決まっている「単位」(旧国営軽工業工場)の社宅(写真下)に張り出された訃告。どちらも単位ではなく、家族による簡素な告別儀式(当事者の認識では「追悼会」)が営まれた。



(2009年8月筆者撮影)

かとなる。 であって、 およびその周囲の人々へと投げ戻された結果発生した現象 制度の網の目からこぼれ落ちた人々にとって、故人を送る いわけではなく、 ち遅れている」ために新式葬儀のみによる離別を選択しな て葬儀改革のしばしば用いる論理、すなわち を伴う儀礼が配置される事例もみられる。これらの 正しさ」の所在が変化しており、 「経済的」でもない。 同時に複数回の葬儀がおこなわれるといってもよい状 その置かれた社会状況を理解すべきことが明ら 葬儀改革推進側の論理では「文明」 むしろよく制御された単位に代表される ただし、 これらの人々が、 葬儀の実施 「思想的に立 が再び遺族 的 では 事例 な で

り方を次のように予想した。た九○年代の状況を踏まえて、今後の都市における死のあが出の Leutner は、死者の紀念活動が小規模化していっ

残された人々はそれを「歴史発展の規則」ととらえ 面前からほとんど消えてしまい 今後の展開として考えられる方向性に、 また財産もない「無用」の老人が亡くなっても、 のみがこの出来事を知る。 かつての中国と異なるのは、 その 仕事仲間 所属する単位を通じてより多くの人々の知 すなわち死者と直接の関係が ある人物が死去するこ 葬儀が都市の人々の ただ親戚や近隣 権力の ~あった 0 な

2001〕の紀念活動上ではっきりさせなければならない。[羅の紀念活動上ではっきりさせなければならない。[羅得る。このため、死者の所属する社会階層は、この種のみその社会貢献と社会地位にふさわしい位置づけをるところとなる。死者は、単位の悼詞と葬礼によって

て、目を転じてみよう。
次に、故人の紀念のありかた、「人民」への顕彰につい半については十分に現実化されなかったといえよう。半については十分に現実化されなかったといえよう。

する急激な変化は、

確かに、

大規模な追悼会の減少と人々の社会的

布

置

に関

この予想の前半部を実現しつつある。

しかし、 と比べて、 る。 さま市場経済のなかでの競争を強いられたわけでは れており、 ス産業としての性格を持つにいたる。もっとも、 と経済利益を結びつけること」が求められ、 る民政部門の下位に位置する殯儀館もまた変化に直 が、そのなかで人々の福利厚生を担い、 中国は一九九〇年代に社会主義市場経済へと舵を切っ 葬儀に関する公益を提供する殯儀館もまた「社会公益 従来の社会公益部門としての葬儀を社会の 民間資本の参入は極めて困難であるため、 火葬施設を持つ殯儀館は独占産業として保護さ 葬儀改革を主管 徐々にサー 公共墓地 ない すぐ 面 す す

要

の確保

な課題となってい

、った。

即して発展させつつ、採算部門としての利益

供などがこれに の無料の るなかで、 0 時 進 代の変化に対応した、 葬儀実施 ては、 年の例 あ 労働能力、 ったる。 経済 低所得者を対象とした廉 でいえば、 状況に基づく社会格 社会公益を担う部門として 法定扶養義務者の 「三無人員」と民政 差が 77 価な葬儀 ない 題 い部が称 人々へ 在 の提 花 0 す 活

サー ター 使用 の経 る、 遺族と葬儀産業従業員双方に利益をもたらすことを主張 ることで消費を促し、 化を進 という概念を提唱してい 付加することで多様化を図る(資料3)、会場の大きさや を確保する各種の活動が中心となる。 採算部門としては、 -の 陸 中国 る ビスを用意し、 などの工夫がみられる。 する生花や器具によって追悼会の様式をランク化す 済状況と希望に応じて、 は重要であっても限界があると指摘し、 豊か 8 儀に関する消費の多様化と、 るも は、 の葬儀改革をリー 陸 な人々の高度な消 のである。 移風易俗、 葬儀サー 葬儀政策に関わる人々によって上述の ニーズを発 提供しうるサービスを拡 る。 具体的には、低、 喪事簡辦」という政府の長年の ドする上 追悼式に様々なオプションを ビスの 費により就業問題を解 彼によれば、 今日のこうした状況を背景 掘 する。 葬儀の多次元化、 項目、 海の殯葬サー 具体的 市場を広げるこ 内容を増加させ 文明 には、 「文明辦 充 高次元 「辦喪」と ビスセ 決 利用者 個性 利益 0 ン

> なか 加工して、 ビスが、より故人らしい た音楽を流す、 提案がなされていることは重要である。 ブロ 律 の ジェクタで投影するなどの選択可能 生前の様子を写真スライド 「哀楽」 葬儀の演出として開始され では なく、 生 前 追悼会の式 ショー 個 人 が や動 好 き なサ 画 る印1 に つ 0

(資料4)。

と思われる。 言が散見されるが、再び孝や生命尊重の観念が というよりは、 た多様化は、良き「人民」としての人々を対象に 入も図られている(たとえば、鄭・徐・陳 [2012] など)。 れる Grief consoling (日本の grief counseling に相当) の過程で「心理補導」「悲傷補導」「哀傷撫慰」などと翻 心の安らぎのための措置という論理により処理され 侈な祭祀という批判を回避するため 「良き夫として」「良き母として子女を教育し」とい 近年のこうした動向にみられる殯儀館の工夫を背景とし これらの多様化、 では 儀 家庭道 はが営ま ない。 てはあまり触れら いれる傾 最近の追悼会における単位側 このように、 良き消費者としての人々に享受され 人の徳目を強化する雰囲気の 個性化 向 があ した新サービ る。 葬儀サービスの れない ただ、 に、 など、 孝の強調に対 しばし こスは、 消費者として 過 の悼詞 なか がば遺 去 死者 呼び起さ 0 している Ź · つ 旋 \sim 7 た文 説 れ 0 道 奢 7 る 0

位置

づけられた今日の遺族と、

治喪委員会

の関係は

れ

資料3 殯儀館における付加サービスの例



◀遺体告別の後に鳴らす礼砲 軍や革命とともに形成されてき た追悼会の歴史を反映して考案 された。

遺骨用の輿と天蓋▶

遺骨を太陽にあてないように送り届けるサービスで、旧慣の「遺体を太陽に晒さない」観念から考え出された。サービスの多様化への希求が、一見、全く異なる来源をもつ要素が混在することを許容している。



(内陸部殯儀館にて、2007年8月筆者撮影)

今 に 立 との 葬儀 ダー 歩は 会に 会で 由 以 触 わ あることがみ を喜ばせない t 整役 た葬 という を Ħ 0 れ か おこなう」 n ち を終 秘訣 味 た第一六期三中全会の決定に採 n 配 遺 0 む あ た 原則を堅 けて、 葬儀研 ٤ 現 儀 慮 深 以 7 族 思想工作と大衆の世論を結合さ つ ては 、態度をとっ 運営 人為 度目の葬儀改革の停滞 L わ か わ の思想を改変させること、 が 61 た 九 11 から、 7 n る らせ遺族 時 なら 九 三項 てとれる 組織 葬儀 るサー 究者たち 0 期 本」(二〇〇三 持 な 治 0 ず í 目 掲 では Ū をう 喪委員会とは、 λ 葬 の像と、 1992適当 ては る。 で て、 ビ 0 儀 す 遺 思 ス ₹ 不 載 ŧ は 案内書と比 族 一に空手 想 かされ らく取 文化大革 0 遺 満がない 原則問題で 47 わち未だ単 0 消 現在 政 け 族 場 年 要求 治 0 費者とそ な 7 り仕 0 0 に 変 をみ 要 形 治 に 0 (1 L 47 化 . こ と 作 !喪委員 お 殯 求 よう は で 一切るた 命 あ 較 儀 は 遺 舶 ح 5 を 1] を 位 せ 時 が 0 な 理 る 期 で 0 館 わ が 聞 < せ 1 族

資料4 現在の追悼会上の演出設備







現在の殯儀館「礼庁」(ホール)では、手書きの輓聯に代わって電子掲示板が、レコードに代わって電子ステレオシステムが供えられ、パソコンを駆使した、遺族の要望に応える葬儀を目指している。

(地方殯儀館にて、2013年8月筆者撮影)

れた の受動者であった遺族から、 が容認されつつあることに求めている(以上、孫・王・董 [2013])。このように、改革開放以後、単位による顕彰とそ 上述の変化は、 スロ づけられる遺族 1 誤って理解され、 ガンのひとつ)的科学発展観念が一 政府による道徳教育の推進と切り離すこ へとバランスが徐々に傾きつつある。 自己本位の行為がみられ、 葬儀サービスの消費者として 部 の指導者 それ

とができないが、葬儀研究者の間でも、

従来の火葬率上昇

現在の追悼会、

遺体告別儀式をめぐる現象は、

近代.

中

玉

生命 王・董 てなお生けるがごとく」という、かつて否定された伝統的 なかには、「天命」を意識し、家族を主体とする祭祀 新たな葬儀様式を樹立する必要が提示されている ともに必要な新しい葬儀習俗を打ち立ててい 葬改革は、 を基準とした葬儀改革に異議を唱え、 への畏敬観による葬儀すら提示されている [江 2012]。 |[2013]など)。そこで想定されている新式葬儀 かつての葬儀習俗を廃止したが、社会の発展と 「政府の提唱する殯 ない」とし、 、一死し (孫 0

のレリーフを配置する場所もみられるようになった。 を与え「死の物 急激な社会変化を受けて、 先述の歴代烈士の紹介と並んで、 その立ち位置を調整している。 近年の道徳教育を重視する政府の方向性と迎合する形 葬儀の機能を紹介する場では 語 一へと編成してゆく饒舌な空間 殯儀館側 殯儀館は、 親の喪に礼をつくし 新たに ŧ, 「二十四孝 死に 族のニーズ 方向性 である 加 え

> 追遠 とを示しているといっても過言ではない。の形態を保持しつつも新たな意味づけの時期 た類 告別式の誕生が儒教という 先人の恩を忘れないことで、 時期とも重なっていたことを想起すれば、 ざすなかで胎動し、 踏まえたものであることはいうまでもない。 0 民徳帰厚矣」 の掲示が頻出するが が、論語の祭祀に関わる曾氏の言葉を 葬儀改革の全国的普及が「 「聖なる天蓋」からの脱却をめ 人々の情が厚くなる」とい 、ここで用 これは新式葬儀 1/2 追悼会、 られ へと進んだこ 「批林批 る 「慎終 遺体 9

あっ 社会が求めた、 頭してきた、 る個人としての「人民」への想像力が薄らぐなかで再び台 たということができるかもしれない。 以前とは 国家あるいは党と直接に向き合う、 異なる形で編成された家族主義 自律 す で

まとめにかえて

礼が誕生し 況を考察した。 もつ歴史性 中国を代表する葬儀形式となる過程 本稿では、 概念を手掛かりとすることで、 |ゆえに近年の急激な変化のなかで多様化する状 様々な社会関係の影響のなかで体系化さ 追悼会あるいは遺体告別儀式という新たな儀 その際に、 バーガー 新式儀礼の誕生から普 の提示した をまとめ、 、その 「聖なる天 儀式

蓋

の強 らの 節では、 誕生 現象の原因を、 そこで志向され ことに成 人の顕彰といっ 祷による哀悼の表現、演説や生前の略歴など言葉による故 多くの人々に普及した、と分析した。その結果、 洗練され 式葬儀完成時 社会主義的 みでは理解 脱宗教化 そして現状につい 遺体告別 な た新式葬 そして、 現代中国 功した新中国の葬儀改革の成果を確認した。 現代中国を代表する葬儀の地位にまで押し上げ 社会主義という新たな 現在 社会の弱体化と「人民」 聖なる天蓋 が 0 には隅 儀式 では、 儀 進 個人化を促す方向 辺区政府 できない、 な秩序づけのなかで確立した新式葬儀を浸 た民国期に発生した要素を紡ぎ合わせ 視 式次第には □の葬儀 は、 み、 点とは は 値 革命同· 中 か て が、 と追 -国を代 の動揺 す その式次第を体幹として維持 時期から改革開放以前の時期ま つての 異 な 多様化や個性化を展 脱宗教化の過程とし この新 なる見解を提示 わ 13 大きな変更が 志によるコミュニティによ ち個 表する やられた家族 にあるとみなし、 「聖なる天蓋」 「聖なる天蓋」のもとで 人へ のサー への 式葬儀のも 新 想像-式葬 の な 敬 ビスが付 した。 、儀とし 的 力 意 1/2 なが の変化 紐帯 開 て 0) つ一律性か 具体的 表 してい 崩 0 5 加され 7 装、 壊し す み から 第二 しな の な 描 默 追 に で る る つ ŋ 7 わ

> を保証 ように、 問 77 が 5 討するためには が図られ される可能 きたような、 とはあっ 近現代中国 、儀礼 1.2 崩 に、 中国 国外の葬儀の要素を取 するも 0 ても、 儀礼の た時期と 本稿なりに答えるとすれば 進出 式が空白を埋 性は低いと思 で編み出 冒 葬儀に 貫した文化 0 の儀礼にとって代わったことを受けて 頭 では 近い で 所作や式次第が常に儀礼の創造および普及 触れ 同 葬儀を超えたより大きな文脈での考察が なく、 りい 将来にお され の価値や社会秩序としての意味づ たワト ての た新 われる。 めるために として保 その演出、 り入れ、 新たな一 17 式葬儀 -ソンが て、 ただし、 つことを 部分的 が、 近現代中国が形成 出 提 以下のようになろう。 式の儀礼 享受され 示し 現するか否かと 農村部の 、本稿 た問 助 に改変され け でる意味 『で考察し 体系 た の葬 題 先儀や過 が す 創 いるこ け to 7 う わ

注

一要であろう。

2014 (予定)]。 に火葬率のみを追求す 中国 が火葬を進 [2002] における火葬の導入と火葬従事者 」など)。 めることを重視 近年では、 物質文化の点からすでに検討 ,る傾 各 向 地の葬儀改革の が 批判的 喪俗改革 この活 動 した
[田村 7 0 地方

- 都市部の葬儀に考察の対象を限定することを断っておく。大きく様相を異にしている[ホワイト 1994]。本稿では、降、その政策的な理由によって、都市部と農村部の葬儀は3) ホワイトの指摘にあるように、中華人民共和国建国以
- (4) 本稿の取り上げる、親族友人への通知、死亡証明書の(4) 本稿の取り上げる、親族友人への通知、死亡証明書のする。
- 殊な遺体処理方法であった。
 く、火葬そのものも中国に寄留する外国人を対象とした特ためのホールであり、火葬施設を備えたものはほとんどなためのホールであり、火葬施設を備えたものはほとんどなが、ただし、当時の殯儀館の多くは、離別儀礼を開催する

- 降を待つことになる [薛 2000]。 は一九五○年代から、多くの地方都市では一九七○年代以 儀館が火葬場と一体化してゆく時期、すなわち、大都市で が重要な意味をもっていた。「出殯」が衰退するのは、殯 が重要な意味をもっていた。「出殯」が衰退するのは、殯 よって、追悼会が葬儀そのものに代わったわけではな よって、追悼会が葬儀そのものに代わったわけではな
- (6)「哀楽」は、葬儀の主要な場面で流され 説や、 映しており、興味深い事例といえる。 る中国共産党が並列する状況は、 とした低音を主体とした音楽を指すが、現在の追悼会で いて、ショパンに代表される西欧と、辺区政府に代表され したという説があるが、いずれにせよ、現在の追悼会にお る)が劉志丹の追悼会に合わせて民間音楽をベースに作曲 泥湾」の作曲や革命オペラ「白毛女」創作などで知られ 解放軍行進曲」「東方紅」などの作曲で知られる)とする で、中国を代表する革命的音楽家である羅浪 諸説あり、代表的なものとしては、人民解放軍軍楽隊団長 楽」とが一般的である。中国の「哀楽」の作曲については は、ショパンの「葬送行進曲」と、中国オリジナルの 辺区政府時期に陝北にいた人民芸術家の馬可 葬儀改革の形成背景を反 る、ゆったり (「中国人民
- べての人々を様々な言葉で顕彰することは難しいと基層幹し、普及に至らない一つの原因である、農村部で暮らすす会形式の葬儀が試みられた事例が記憶されている。ただているが、たとえば、文化大革命の一時期、農村でも追悼へ了〉 基本的に都市と農村の葬儀は、今日に至るまで断絶し

している。 のもつ特徴、すなわち、一定の基準による顕彰を明らかに 部に考えられたことは、本文で考察するように、新式葬儀

- 「遺体の瞻仰告別」とは、文字どおり最後の別れとして遺体を一周し、仰ぎ見る所作を引き継いでいると思わの「入殮」前におこな「水晶棺」と呼ばれる透明な棺が新式うために、中国では「水晶棺」と呼ばれる透明な棺が新式で遺体を一周し、仰ぎ見る所作を指す。この所作をおこなへ8〉「遺体の瞻仰告別」とは、文字どおり最後の別れとして、
- 9〉 郭の紹介するように、「中共中央の規定に基づき う通知を出していることが挙げられる。 が繰り返し、 会と共同で進める」とあるように、この距離化は成功して のである場合を除き、 者が党や国家指導者および国内外に大きな影響を与えたも ことになっているが、 るとは言い難い 基づいて臨時の治喪小組、 るいは離職人員は、 政府要人以外への治喪委員会形成をやめるよ [郭編 2002]。その傍証としては、 一般には治喪委員会を形成しない」 友人や所属「単位」が具体的な状況 同書「治喪」の説明では、「従業員 治喪辦公室あるいは治喪委員 政府 死

めるものする。

期による複雑な揺らぎをともなっていることから、

稿を改

関係を創出し、変化させ、再認識し、否定する場としての葬点である。この意味で、かつてワトソンの指摘した、社会は、大きな影響力をもつものとして慎重に展開されている人数・送り届ける物品をめぐって展開される微細な政治そこで本文で記したように、式のレベルや代表者の派遣・注意すべきは、葬儀としての追悼会は簡易化しつつも、注意すべきは、葬儀としての追悼会は簡易化しつつも、

10 とのズレを考察することは非常に重要な意味をもつが、 の「人民」とそうでない者の関係、 概念は、そうでない者を設定することで立ち現われる。 1994]° [ホワイト 1994]。正しき人のあり方を表象する「人民 層の出身者、犯罪者、 で離別儀礼をおこなわれることのない人々の死の位置づ は、 Watsonの指摘にあるように、 常に周縁的であると同時に危険でもある [Watsor 連続しているということができる [ワトソン 1994]。 ホワイトは、 その代表例として、好ましくない階 政争の 渦中にある人物を挙げてい これらの正統な手続き あるいは [国民] 概念 る

11〉 こうした近年の中国の葬儀における状況 また、 多様性の肯定へ向かう傾向を指摘し、 モダン社会にあっては、故人の選択の自由や、 ウォルターやバウマンの議論を紹介し、流動化するポスト ば、死と死別をめぐる社会学的考察を整理した澤井は、 な文脈での議論へと展開することも可能であろう。 象として論じることも可能かもしれない。 分らしさの演出 死というすでに自己決定を超越した領域にまで延長し、 自己のあり方をモニタリングしながら微調整する傾向が、 管理された死との差異を明らかにしている [澤井 2005]。 現代中国におけるこうした状況が萌芽的なものである 同様に、 ギデンスのいう再帰性を援用することで、 のために死別の場面を作り出そうとする現 それ以前の、 しかし、 を、より大き たとえ

とする。 ことを踏まえ、 より中国的文脈のなかで検討を進めるも Ō

礼教と今日の社会道徳を結びつける動きもみられた、 的礼儀、社会道徳、 ともできる 顕在化してきた状況が現在の葬儀の現場であると考えるこ う [羅 2001]。これに従えば、 徳観念として批判にさらされたが、一九八〇年代中葉に 文化大革命中には「孝」観念も封建地主階級の基本的な道 会秩序を再構築する方向は、早くから進んでおり、 し、現時点での有益性に基づきパッチワークすることで社 はやくも一部の政治的地位のある人物や学者から文明 前述の Leutner によれば、 愛国主義を支える観念として、 革命的熱気の最も高揚 儒教的徳目の体系を解体 といい した

> 厳昌洪 活動述論」『華中師範大学学報(人文社会科学版)』 2002 「二〇世紀三〇年代国民政府風俗調査與改良 華中

江文君 2012 「祖先・家族・葬文化」上海濱海古園葬文化 胡適 1919 「我対於喪礼的改革」『新青年』六巻六号 研究所編『濱海論叢』上海濱海古園葬文化研究所

近』青弓社

澤井敦

2005 『死と死別の社会学

社会理論からの

接

徐珂 石大訓・来建礎 1917 『清稗類鈔』 2004 『葬式概論』殯葬学科叢書、 商務印書館

中国

社

会出版社

薛理勇 2000 「上海喪儀的変遷」施福康主編 Ē 海社会大

孫樹仁・王丹・董希玲 観』上海書店出版社、 基於殯葬改革「回潮」及周口平墳與情嘩然的反省」 一五九一一六四頁 2013 「当代社会生死観研究報

政部一零一研究所(李伯森主編、肖成竜副主編)『中国殯

鄭暁江・徐春林・ 陳士良 2012 『中国殯葬文化』上海文化

武田昌雄 版社 (影印本)、 上海文芸出

白国琴主編 園葬文化研究所編『濱海論叢』上海濱海古園葬文化研究所 2012 「試論喪葬文化資源的保護與利用」上海濱海古 2003 『従旧婚喪嫁娶到新礼儀風俗 四川人民

嚴玉香 「南華大学学報(社会科学版)』第一期 1994 2010 一北泉儀礼及其成果 『中国民国習俗史』人民出版社 「民国時期喪葬礼俗的改革與演変」

《中華民国礼制

『近代史研

究』第五期

中国社会科学院近代史研究所

郭民利編

2002 『難忘的日子

回顧中国九十年代殯葬改

革』華夏文化出版有限公司

延安解放日報社

1992 『白事博覧』中国社会出版社

1941 『解放日報』一九四一年八月一五日

仲富蘭 出版社 葬事業発展報告 (二〇一二~二〇一三)』社会科学文献出 (初出は金鳳堂書店 1989 (1935) 『満漢礼俗』

出版対

M・ホワイト 1994 「中華人民共和国における死」ジェイムズ・ワトソン、エヴリン・ロウスキ編『中国の死の儀礼』西脇常記ほか訳、平凡社(White, M. 1988 "Death in the People's Republic of China," *Death Ritual in Late Imperial and Modern China*, ed. by James Watson and Evelyn Rawski, California University Press.)

九号九号た生の最終表現としての葬儀」『東京大学宗教学年報』一村上興匡 2001 「中江兆民の死と葬儀──最初の「告別式」万建中・李少兵 2008 『中国民俗史 民国巻』人民出版社

楊根来・張国運・程新明 2001 『殯葬管理教程』中国三峡

ら近代中国をみる』岩波書店 吉澤誠一郎 2003 『愛国主義の創成――ナショナリズムか

王燕生・楊立・胡春春訳、中華書局出版 ――十九世紀至当代的民間文化和上層文化』周祖生監訳、羅梅君(Mechthild Leutner) 2001 『北京的生育婚姻和喪儀

式の手順・実施の優位」ジェイムズ・ワトソン、エヴリJ・ワトソン 1994 「中国の葬儀の構造――基本の型・儀海国際殯葬服務学術研討会論文集』上海殯葬文化研究所陸章灝 2002 「関於〝簡辦喪事〟到〝文明辦喪〟的思考」『上

ン・ロウスキ編『中国の死の儀礼』西脇常記ほか訳、平凡社(Watson, J. 1988 "The Structure of Chinese Funerary Rites: Elementary Forms, Ritual Sequence, and The Primacy of Performance," *Death Ritual in Late Imperial and Modern China*, ed. by James Watson and Evelyn Rawski, California University Press.)

R・ワトソン 1994 「死者を記憶にとどめること――東南中国の墓と政治」ジェイムズ・ワトソン、エヴリン・ロウスキ編『中国の死の儀礼』西脇常記ほか訳、平凡社 (Watson, R. 1988 "Remembering the Dead: Graves and Politics in Southeastern China," *Death Ritual in Late Imperial and Modern China*, ed. by James Watson and Evelyn Rawski, California University Press.)

Jankowiak, William 1993 Sex, Death, and Hierarchy in a Chinese City: An Anthropological Account. Columbia University Press.

Walter, Tony 1996 The Eclipse of Eternity. Macmillan Press.

Walter, Tony 1999 On Bereavement: The Culture of Grief. Open University Press.

Watson, Rubie 1994 "Making Secret Histories: Memory and Mourning in Post-Mao China," Memory, History, and Opposition under State Socialism, ed. by Rubie S. Watson, School of American Research Press.

Whyte, M and W. Parish 1984 *Urban Life in Contemporary China*. Chicago: University of Chicago Press.